

川崎市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙事務執行規程（昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号）の一部を改正する規程をここに告示します。

令和7年8月21日

川崎市選挙管理委員会

委員長 廣 田 健 一

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和４９年川崎市選挙管理委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第７２条第１号カ中「５００円」を「１,０００円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「１,０００円」を「１,５００円」に、「３,０００円」を「４,５００円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「１２,０００円」を「２３,０００円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実
費額

第７２条第３号ア中「船賃及び車賃」を「船賃、航空賃及び車賃」に、「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同号イ中「１０,０００円」を「２０,０００円」に改め、同条第４号ア中「１０,０００」を「１５,０００円」に改め、同号イからエまでの規定中「１５,０００円」を「２０,０００円」に改める。

附 則

この規程は、告示日から施行する。